

■施設名（三次市三次地区拠点施設）

	質問事項	具体的な内容
1	募集要項 5 ページ 指定管理料	・事業計画書にある様式中「6年施設用の収支計画表」は様式がA3サイズとなっていますが、A4サイズに縮小して使用し、横書きで良いという理解でよろしいでしょうか？
	<b>【回答】</b> お見込みのとおりです。 A4サイズに縮小して横書きで使用してください。	
2	募集要項 8 ページ 14 (1) 指定管理料	・指定管理料の上限は毎年度で47,000,000円という理解でよろしいでしょうか？
	<b>【回答】</b> お見込みのとおりです。	
3	募集要項 8 ページ 15 (2) 利用料金の額	・現在の入館料・利用料金をご教示ください ※三次もののけミュージアム ※三次地区文化・観光まちづくり交流館 のそれぞれの料金表をご教示ください。
	<b>【回答】</b> 三次地区拠点施設「もののけミュージアム」ホームページの博物館及び交流館の利用案内に掲載されているとおりです。	
4	募集要項 9 ページ 16 (3) リスク分担	・大規模修繕のリスク負担が協議となっていますが、軽微な修繕と大規模修繕についての金額的な区分等をご教示ください。
	<b>【回答】</b> 金額的な区分は設けておりません。	
5	業務仕様書 4 項 (1) ウ 展示事業	・令和1年度以降に実施した常設展・企画展の内容と期間及び開催に係る経費額、来館者数をご教示ください。
	<b>【回答】</b> 令和元年度、2年度分については三次市情報公開条例による開示請求により対応します。 令和3年度以降は指定管理者による運営となっておりますので、市の把握している情報の範囲で、三次市情報公開条例による開示請求により対応します。	
6	業務仕様書 4 項 1 (1) カ 博物館の利用に関する業務	・チームラボ妖怪遊園地の運営及び管理業務に係る契約があれば金額を含めて内容をご教示ください。

	<p><b>【回答】</b></p> <p>チームラボとの展示保守の内訳は、デジタル妖怪大図鑑及び「チームラボ 妖怪遊園地」の『チームラボカメラ』の保守に係る契約を年間 3,300,000 円でチームラボ株式会社と、「チームラボ 妖怪遊園地」の『お絵かき妖怪とピープル』『妖怪が住まうテーブル』の保守に係る契約を年間 3,960,000 円でチームラボキッズ株式会社と締結しています。</p>	
7	<p>業務仕様書</p> <p>5 項 (1) オ 飲食物の提供、地元産品及び利用料の徴収・減免等業務に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食スペースの事業者との契約は指定管理者、三次市のどちらとなるでしょうか？</li> <li>・ 事業者には家賃負担があるかと思いますが、こちらは指定管理者の収入となる理解でよろしいでしょうか？</li> <li>また、賃料の月額をご教示ください。</li> <li>・ 現在、飲食スペースで営業されている飲食事業者は来年度以降も継続した営業をされる予定でしょうか？</li> </ul>
	<p><b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食提供施設の事業者との契約は指定管理者が行うこととなります。</li> <li>・ 飲食提供施設の家賃収入についてはお見込みのとおりです。</li> <li>・ 飲食提供施設の利用料金は条例に基づきその範囲内において定めることとしています。</li> <li>・ 飲食提供施設については申請に基づき利用しているので、来年度以降は不明です。</li> </ul>	
8	<p>業務仕様書</p> <p>4 項 (2) 指定管理の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の内ア・イ・ウに係る学芸員業務及びエに係る直接学芸員業務を除くすべてとするとありますが、具体的な業務をご教示ください。また、指定管理者の費用負担はどのようになりますか？</li> <li>・ 学芸業務の市の直営とありますが、採用や雇用に関しては市の業務という理解でよろしいでしょうか？また、学芸員配置の予定人数をご教示ください。</li> </ul>
	<p><b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の範囲は、仕様書に記載したとおりです。ア・イ・ウに係る学芸業務及びエに係る直接学芸業務を除く費用は指定管理者負担です。</li> <li>・ お見込みのとおりです。また、学芸員の配置は 2 名を予定しています。</li> </ul>	
9	<p>業務仕様書</p> <p>別表 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、外部委託となっている事項と委託先、金額をご教示ください。</li> </ul>
	<p><b>【回答】</b></p> <p>指定管理者の運営となっておりますので、市で把握している範囲で、三次市情報公開条例による開示請求により対応します。</p>	

10	業務仕様書 6項 職員の配置と運営	・現在の館内の組織図をご教示ください。 各自の役割（学芸員・事務スタッフ・売店スタッフ等）及び所属・雇用関係（市職員・指定管理者職員、常勤・非常勤等）などが判るようご教示ください。
	【回答】 指定管理者の運営となっておりますので、市で把握している範囲で、三次市情報公開条例による開示請求により対応します。	
11	業務仕様書 6項 (1) 館長に関する事	・館長の人件費は指定管理者が負担するものとありますが、積算上の想定額をご教示ください。
	【回答】 5,000,000円を想定しています。	
12	業務仕様書 9項 (1) 指定管理料の請求について	・指定管理料の支払いは会計年度ごととなっておりますが、現在はいつ支払われているかをご教示ください。
	【回答】 現在は、4月と10月の年2回払としています。	
13	その他	・令和1年度以降の科目別に分かれた収支実績をご教示ください。
	【回答】 令和元年度、2年度分については三次市情報公開条例による開示請求により対応します。 令和3年度以降は指定管理者による運営となっておりますので、市の把握している情報の範囲で、三次市情報公開条例による開示請求により対応します。	
14	その他	・令和1年度以降の電気、水道、ガス等の年度・月別の使用量及び使用料金をご教示ください。
	【回答】 令和元年度、2年度分については三次市情報公開条例による開示請求により対応します。 令和3年度以降は指定管理者による運営となっておりますので、市の把握している情報の範囲で、三次市情報公開条例による開示請求により対応します。	
15	その他	・令和1年度以降の月別・年度別の来館者数、入館料金額をご教示ください。
	【回答】 令和元年度、2年度分については三次市情報公開条例による開示請求により対応します。 交流館及び令和3年度以降は指定管理者による運営となっておりますので、市の把握している情報の範囲で、三次市情報公開条例による開示請求により対応します。	

16	その他	・三次市の指定管理料積算にあたっての科目別の積算額をご教示ください。
	【回答】 回答できません。	
17	その他	・指定管理者が変更となった場合に、現従業員の方の希望を優先したうえで、継続雇用の提案を行うことは可能でしょうか？
	【回答】 可能だと考えます。	
18	その他	・現在リース契約している備品の詳細とリース料金（月額）をご教示ください。また、指定管理者変更後に継続の契約が必要となるものがあればご教示ください。
	【回答】 指定管理者による運営となっておりますので、市の把握している情報の範囲で、三次市情報公開条例による開示請求により対応します。	
19	その他	・現在、不具合が発生しているが処置されていない箇所があればご教示ください。
	【回答】 市で把握しているものはありません。	
20	その他	・現在、管理運営上で連携している主な団体をご教示ください。また、特に継続が必要な団体があればご教示ください。
	【回答】 指定管理者の運営となっておりますので、市で把握している範囲で、三次市情報公開条例による開示請求により対応します。	
21	その他	・施設専用ホームページを開設する際には現在のドメインを引き継ぐことは可能でしょうか？
	【回答】 可能だと考えます。ただし、ホームページの著作権については、権利者と協議してください。	